

1. 件名

(株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設の設計及び工事の計画に係る申請書の体系の整理に関する面談

2. 日時

令和5年10月19日(木) 13時30分～16時10分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、武田安全審査官、青木安全審査専門職、

鈴木安全審査専門職

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当部長 他4名

5. 要旨

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、配布資料に基づき、設計及び工事の計画に係る申請書の体系の整理について相談があった。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

(基本設計方針について)

- ・基本設計方針は、事業許可本文の記載を基本としつつ、必要に応じ添付の記載の追加、計算式等の不要な記載を整理するなど、適切な形に構成を検討すること。
- ・本日の資料P5以降に示される基本設計方針の案については、事業許可の記載の写しであり、計算式等の不要な記載があるなど、まだ整理が不十分と考えている。
- ・基本設計方針の作成を進めるにあたっては、基本設計方針と事業許可を文章で対比させる等の工夫をすること。なお、当該資料については、設工認申請書の添付説明書として用いることができると考えている。

(仕様表について)

- ・仕様表については、本日の説明があった作成の考え方で概ね問題ないが、今後の申請において仕様表のフォーマットを共通化することも申請書の適正化の観点で重要であることから、「その他の仕様」の記載の仕方については、共通的に記載できる事項をまとめる等の工夫をすること。

- ・また、仕様表については、既認可からの変更点を明確にするために、先行事業者の例に倣い、新旧形式で記載をし、変更後の欄には変更（改造）のある箇所のみ記載をし、変更（改造）の無い箇所は「変更なし」と記載するなど、記載の仕方を工夫すること。

（図面、工事の方法について）

- ・図面や工事の方法については、現時点では本日説明のあった考え方に異論は無い。

（全般について）

- ・本日伝えた内容を踏まえ申請書の体系を整理し、不明点があれば改めて相談すること。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、承知した旨回答があった。

## 6. 配布資料

資料 1：第 4 次設工認申請の体系化の見直しについて REP-2023-00659

以上